

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

法令名	沿岸漁場整備開発法	根拠条項	資料番号	18	担当課	水産課
			17-1	許認可等の内容	指定法人の業務計画に関する認可	
沿岸漁場整備開発法 [昭和49年法律第49号 改正 昭和53年法律第87号 昭和58年法律第61号 昭和62年法律第87号]						
(業務実施計画の認可等)						
第十七条 指定法人は、その定めるところに従い前条の業務を実施するための計画(以下「業務実施計画」という。)を作成し、都道府県知事の認可を受けなければならない。						
2 業務実施計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。						
一 放流効果実証事業の対象とする水産動物の種類						
二 前号の種類ごとの水産動物の種苗の放流場所、放流時期、放流数量その他の放流の実施に関する事項						
三 前条第二号から第四号までに掲げる業務の実施に関する事項						
3 指定法人は、第一項の認可を受けようとするときは、その申請に係る業務実施計画の定めるところに従い実証しようとする前条第二号の経済効果に関する資料その他の農林水産省令で定める書類を申請書に添えて都道府県知事に提出しなければならない。						
(業務実施計画に係る意見の聴取)						
第十八条 都道府県知事は、前条第一項の認可の申請があつたときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならない。						
(業務実施計画の認可の基準)						
第十九条 都道府県知事は、第十七条第一項の認可の申請に係る業務実施計画が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、同項の認可をしなければならない。						
一 業務実施計画が基本計画(第七条の二第二項第一号及び第三号並びに第三項に掲げる事項に係る部分に限る。)の内容に適合するものであること。						
二 業務実施計画が第十六条に掲げる業務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。						
三 業務実施計画が当該都道府県の区域に属する沿岸漁場の総合的な利用の見地からみて適切なものであること。						
四 業務実施計画に係る放流場所において当該業務実施計画に係る第十七条第二項第一号の種類に属する特定水産動物を対象とする特定水産動物育成事業が実施されておらず、かつ、近く実施される見込みがないこと。						

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

			資料番号	18	担当課	水産課
法令名	沿岸漁場整備開発法	根拠条項	17-1	許認可等の内容	指定法人の業務計画に関する認可	
沿岸漁場整備開発法の運用について [58水振第2486号昭和58年9月30日 水産庁長官通達]						
第3 放流効果実証事業						
2 放流効果実証事業に対する監督						
(3) 業務実施計画の認可(法第17条)						
ア 業務実施計画の認可基準は、法第19条各号に列記してあるとおりである。このうち、「沿岸漁場の総合的な利用の見地からみて適切なものであること」(法第19条第3号)を認可基準としたのは、 沿岸漁場は多種多様の漁業により立体的、重層的な利用がなされていること。 放流効果実証事業の放流に係る水産動物を採捕する漁業種類は多いこと。 を考慮したものである。この趣旨を踏まえ、業務実施計画に定める採捕に関する協力要請、放流時期等が関係漁業の操業実態からみて適切なものであるかどうかを判断することとされたい。						
また、「特定水産動物育成事業が実施されておらず、かつ、近く実施される見込みがないこと」(法第19条第4号)を認可基準としたのは、放流効果実証事業は特定水産動物育成事業の実施を促進するために行われるものであることから、特定水産動物育成事業が同一海域、同一水産動物について既に実施され、又は、近く実施される見込みがある場合には、放流効果実証事業を行う必要がないことによるものである。						
イ 業務実施計画の認可の申請があったときは、海区漁業調整委員会の意見を聴くこととしている(法第18条)						
これは、業務実施計画が、沿岸漁場の総合的な利用の見地からみて適切であるか否かを判断するに当たっては、沿岸漁業の事情に精通した海区漁業調整委員会の意見を聴くこととするのが適切であることによるものである。						
ウ 放流に係る水産動物の分布、成育状況からみて必要があるときは、放流の場所、放流の時期、放流数量、経済効果の調査方法、採捕についての協力要請等に関し、関係都道府県及び社団法人日本栽培漁業協会と密接な連携をとることにより放流効果実証事業の実をあげるよう努めることとされたい。						
エ 許可をしたときは、別記様式例6を参考に申請者に通知するとともに、当該許可に係る業務実施計画の写しを水産庁に送付されたい。						

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

			資料番号	18	担当課	水産課
法令名	沿岸漁場整備開発法	根拠条項	17-1	許認可等の内容	指定法人の業務計画に関する認可	
<p>オ 業務実施計画の許可又はその変更の許可に当たっては、十分な時間的余裕をもって関係港湾管理者、関係港湾建設局及び海上保安庁の地方機関と協議するようにされたい。</p> <p>カ 業務実施計画の許可は、申請者(指定法人)に対し水面利用に関し何ら新たな権利を創設するものではなく、当該計画中の水産動物の放流場所も港湾法その他の法律による諸規制、事業の実施その他水面における漁業以外の利用を妨げるものではないので、この旨関係者に周知させることとされたい。</p>						